

第1章

越谷市の環境の概況



こしがや子どもトンボサミット

第1章 越谷市の環境の概況

第1章 越谷市の環境の概況

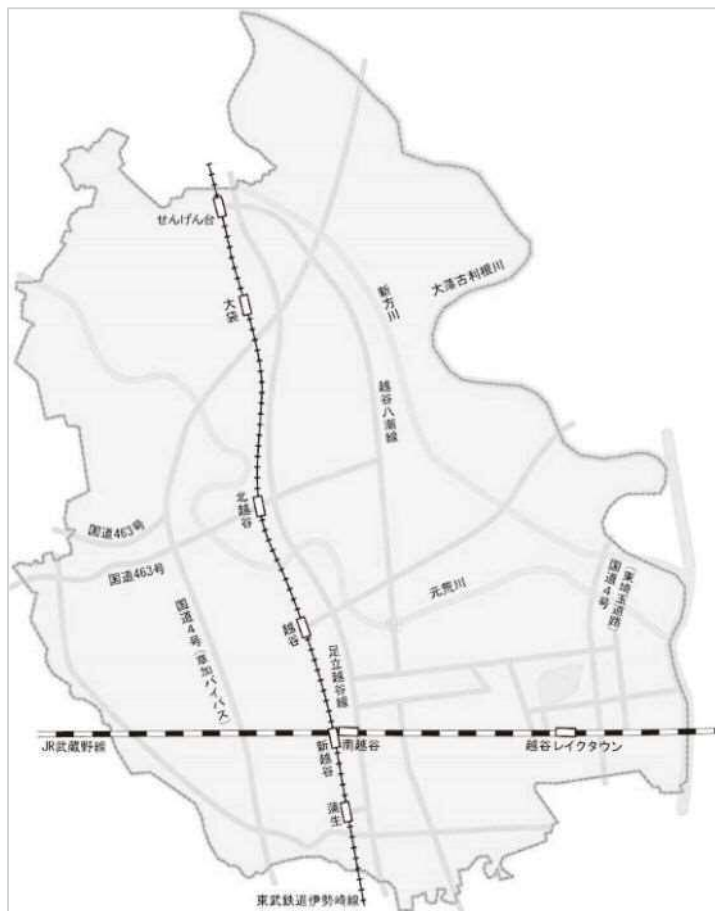
第1節 越谷市の概要

1. 位置・面積・地勢

本市は、埼玉県の東南部に位置し、東京都心から北へ 25km という地理的環境にあります。市域は、東西に 8.6km、南北に 11.5km で、面積は 60.24k m² (平成 26 年 10 月 1 日 国土地理院計測)あります。

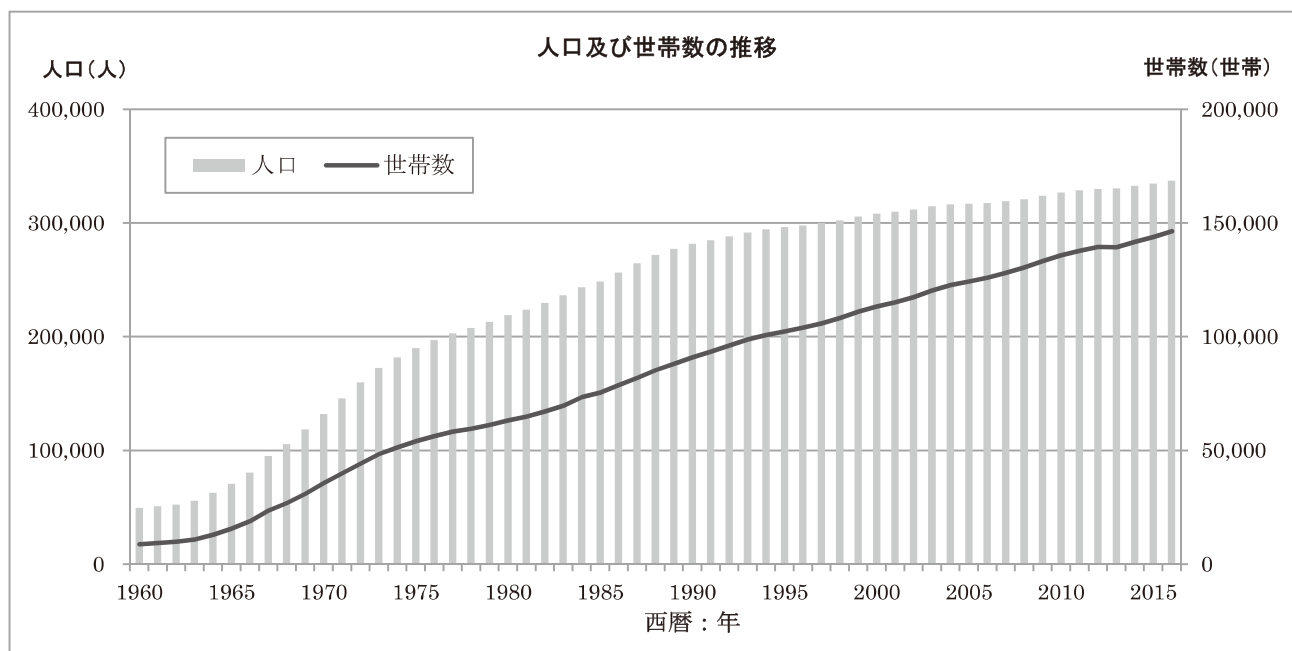
本市の地勢は、大宮台地と下総台地にはさまれた中川流域の沖積平野に位置しており、高低差の少ない、平坦な地形となっています。また、元荒川、古利根川、綾瀬川、新方川、中川の一級河川や、葛西用水、末田大用水、谷古田用水など多くの河川・用水が流れ、古くから「水郷こしがや」と呼ばれてきました。

鉄道は東西に JR 武蔵野線、南北に東武スカイツリーラインが走り、道路は国道 4 号と国道 463 号の 2 本の国道が走っています。



2. 人口

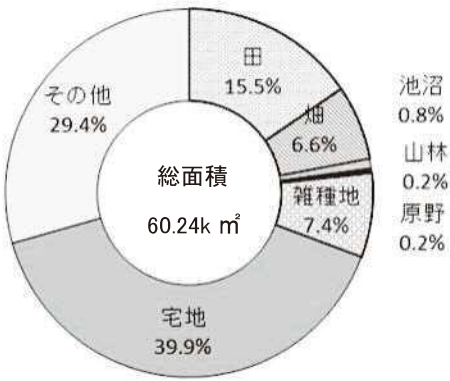
本市は、昭和 37 年に地下鉄日比谷線が北越谷駅まで相互乗り入れを開始後、人口が急激に上昇し、昭和 42 年には人口増加率のピークを迎えました。その後、昭和 48 年まで年間 1 万人の増加が続き、徐々に緩やかな増加傾向となっています。また、世帯数は継続して増加している一方、1 世帯当たりの人数は減少傾向が続いています。平成 28 年 4 月 1 日現在、人口は 337,181 人、世帯数は 146,368 世帯、1 世帯当たりの人数は 2.3 人となっています。



3. 土地利用

本市は、市域の全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域が 28.72k m²(市域の 47.6%)、市街化調整区域は 31.59 k m²(市域の 52.4%)となっています。(平成 26 年 3 月)

地目別土地面積は、50 年前と比較すると、約 7 割を占めていた田畑の面積が大幅に減少し、宅地の面積が 12.9%から 39.9%に増加しています。



4. 産業

「平成 26 年経済センサス-基礎調査」によると、越谷市の事業所数は 1 万 1554 事業所となっています。産業分類別にみると、「卸売業、小売業」がもっとも多く、2991 事業所、従業者 2 万 7136 人、次いで「宿泊業、飲食サービス業」1470 事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」1207 事業所と続いています。

(注) 本調査において個人経営の農・林・漁は除かれる。

産業大分類		平成26年	
		事業所数	従業者数
総 数		11,554	116,916
A	農業、林業	10	130
B	漁業	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D	建設業	1,063	8,145
E	製造業	1,105	12,688
F	電気・ガス・熱供給・水道業	3	149
G	情報通信業	77	460
H	運輸業、郵便業	327	9,905
I	卸売業、小売業	2,991	27,136
J	金融業、保険業	176	2,502
K	不動産業、物品賃貸業	690	3,059
L	学術研究、専門・技術サービス業	420	2,436
M	宿泊業、飲食サービス業	1,470	12,779
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,207	6,166
O	教育、学習支援業	520	6,443
P	医療、福祉	902	15,257
Q	複合サービス事業	30	1,014
R	サービス業(他に分類されないもの)	531	6,241
S	公務(他に分類されるものを除く)	32	2,406

出典:「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」
(総務省統計局)を加工して作成

5. 気候

本市を含む埼玉県気候は、太平洋側気候に属しています。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥します。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴です。また、県東南部の平野に位置することから、海洋性の特徴も見られます。

過去5年間の越谷市の気象データ

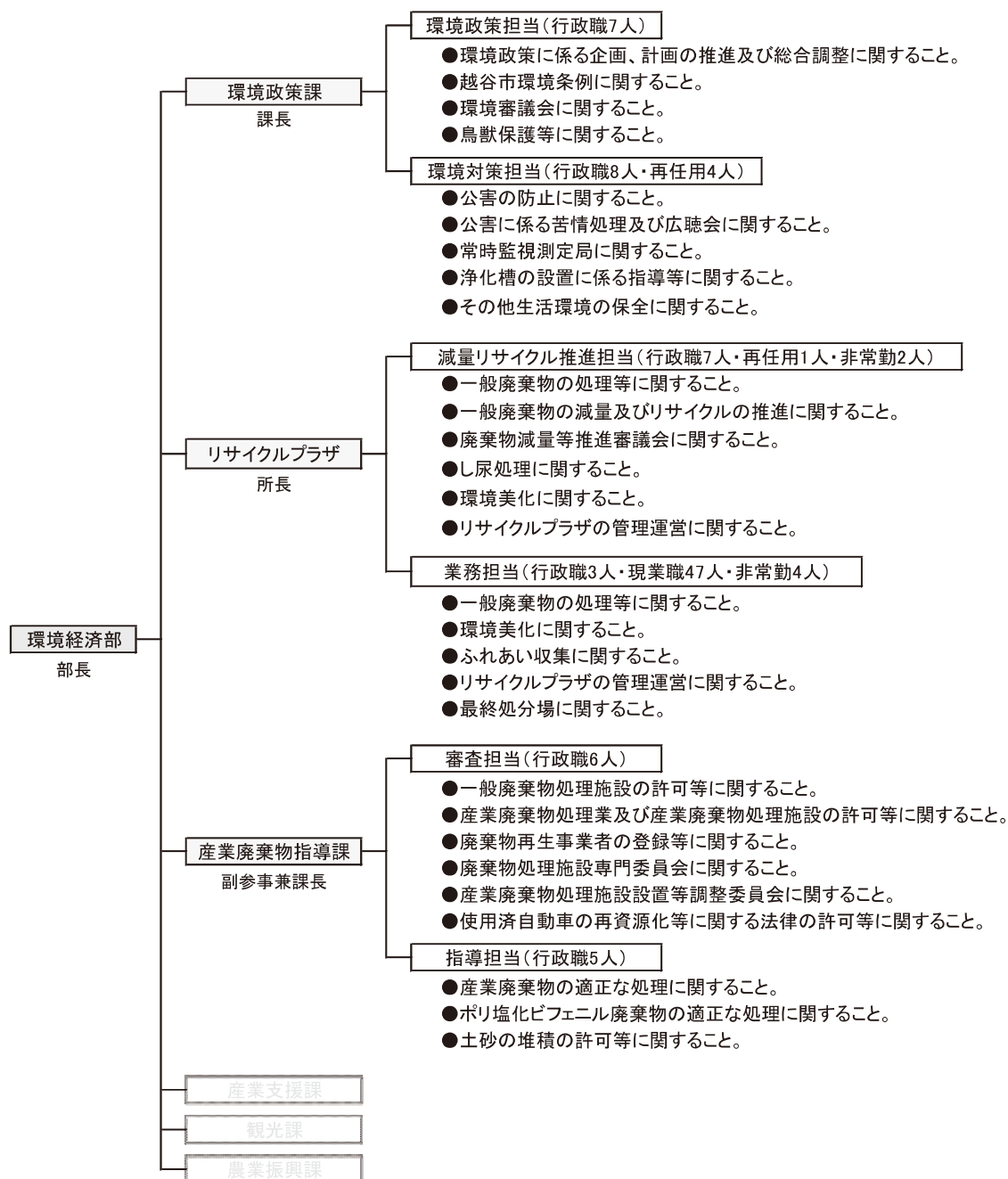
年	天気日報					気温(℃)			平均湿度 (%)	総降雨量 (mm)	平均風速 (m)	最多風向
	快晴	晴	くもり	雨	その他	最高	最低	平均				
平成24	63	153	115	32	3	36.2	-3.8	15.2	73.6	1,334.5	2.5	北西
25	84	142	107	24	8	39.0	-2.9	15.9	72.1	1,257.5	2.6	北西
26	28	191	106	38	2	37.4	-2.7	15.5	72.6	1,411.0	2.4	北西
27	12	181	130	40	2	37.5	-2.6	16.2	72.8	1,588.5	2.3	北西
28	54	119	145	44	4	36.8	-2.1	16.2	70.2	1,292.5	2.1	北西

資料: 消防本部・指令課

第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図(平成29年4月1日現在)



1-2 附属機関(審議会等)

(ア)環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第25条に基づき、設置されています。

藤井 忠 行	越谷商工会議所 常議員
田村 暢 康	東京電力パワーグリッド(株)川口支社 草加事務所長
吉田 聡	東彩ガス(株) 取締役
荻島 元 治	越谷市農業団体連合会 副会長
◎ 小松 登志子	埼玉大学 名誉教授
○ 山田 陽 一	文教大学 教育学部教授
四ノ宮 美 保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 共通教育科准教授
浜本 光 紹	獨協大学 経済学部教授
曾根 秀 子	国立環境研究所 環境リスク・健康研究センター曝露影響計測研究室長
新村 三枝子	埼玉県越谷環境管理事務所長
中田 幸 子	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 越谷支部長
松田 好 行	越谷市環境推進市民会議 副会長
野崎 純 子	公募市民
小澤 和 子	公募市民
九津見 和 正	公募市民

◎:会長 ○:副会長 (平成29年3月31日現在)

(イ)廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条に基づき、設置されています。平成25年度から休会中のため、委員の委嘱は行っていません。

なお、平成29年度中の再開を予定しております。

(ウ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第17条の2の規定に基づき、設置されています。

荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
小野 雄 策	(元) 日本工業大学 ものづくり環境学科特任教授
河村 清 史	(元) 埼玉大学大学院 理工学研究科教授
木村 和 則	(元) 一般財団法人 小林理学研究所 騒音振動研究室主任研究員
藤吉 秀 昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長

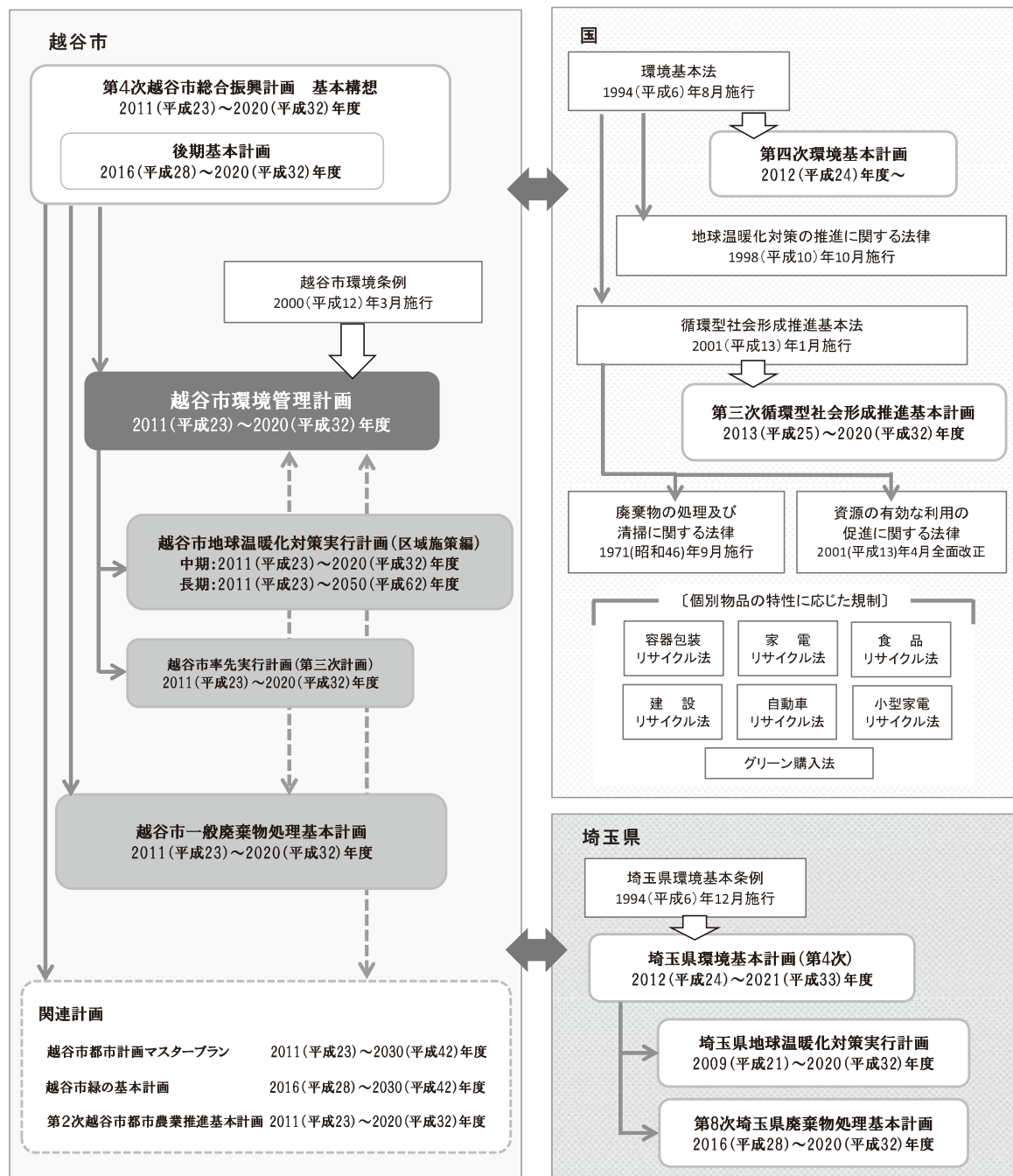
(エ)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

市長の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第23条の規定に基づき、設置されています。

江原 智	江原総合法律事務所 弁護士
柳 重 雄	獨協地域と子ども法律事務所 弁護士
小野 雄 策	(元) 日本工業大学 ものづくり環境学科特任教授
小松 登志子	埼玉大学 名誉教授

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け



2-2 主要な計画の概要

(ア)越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る全ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。現在の計画は、平成23年12月に策定(平成28年4月一部改定)し、平成23～32年度までを計画期間としています。

【内容】

市の望ましい環境像「未来へつなげよう、地球と人にやさしいまち こしがや」を実現するため、5項目の基本目標と、302の取組項目、43の指標値を設定しています。

基本目標1 安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち

- 1-1「大気」さわやかできれいな大気環境を守ろう
- 1-2「水」水質が保たれたきれいな水環境をつくろう
- 1-3「音・振動」安らぎのある静けさが保たれる心地よい環境を確保しよう
- 1-4「化学物質」有害な化学物質等による汚染のない安全・安心なまちをつくろう

基本目標2 資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまち

- 2-1「ライフスタイル」環境にやさしいライフスタイルを実践しよう
- 2-2「再生可能エネルギー」再生可能エネルギーを活用しよう
- 2-3「省エネルギー」エネルギーを効率的に利用しよう
- 2-4「資源循環」環境負荷の少ない資源循環型のまちをつくろう

基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち

- 3-1「生物多様性」多様な動植物が生息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう
- 3-2「希少動植物の保護」希少な動植物を守り増やそう
- 3-3「緑」河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう

基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち

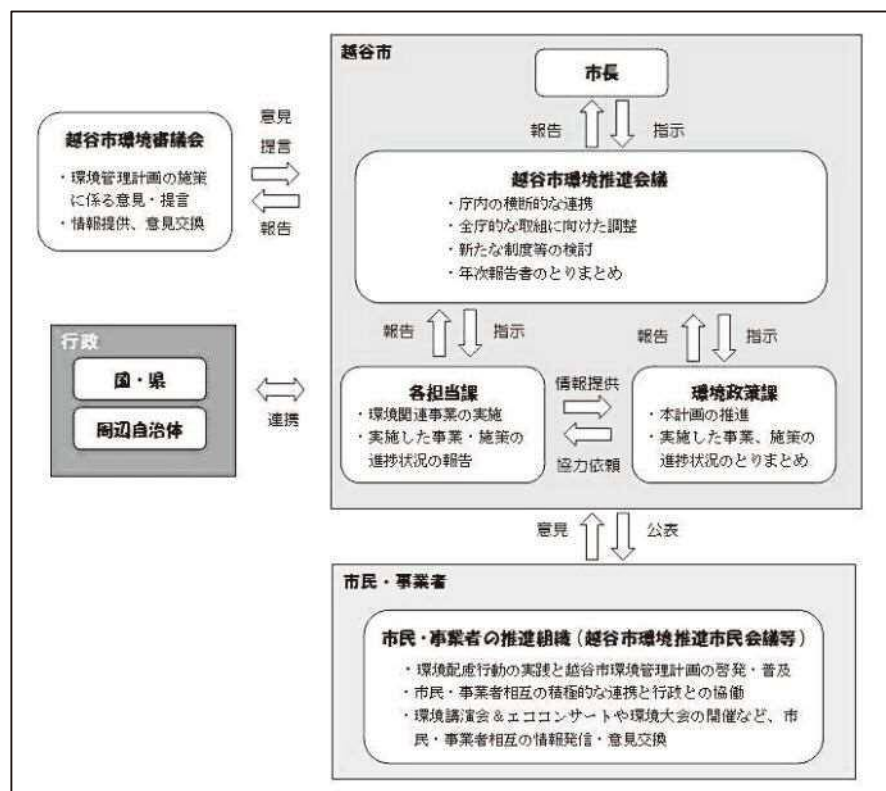
- 4-1「歴史・文化」郷土の貴重な文化財等を守り伝え、越谷の歴史や文化に対する意識を高めよう
- 4-2「環境保全区域」本市特有の文化を表す優れた景観や豊かな自然環境など、親しみある環境を積極的に保全しよう
- 4-3「景観」地域の特性を活かした美しい景観や街並みを保全し、創造しよう
- 4-4「共生」身近なところに広がる田園や河川等の環境を活かした人と自然の共生するまちをつくろう

基本目標5 市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち

- 5-1「環境教育」学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう
- 5-2「環境保全活動」より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう
- 5-3「ネットワーク」環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう

【推進体制】

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織である「越谷市環境推進市民会議」を中心に、市民・事業者等との協働により取り組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。



(イ)越谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。なお、「事務事業編」として、市の事務事業から排出される温室効果ガスを抑制する計画「越谷市率先実行計画」も策定(第三次計画 期間平成25～32年度)し、実施しています。

平成23年3月に策定(平成28年4月一部改定)し、平成23～32年度(※平成62年度までの長期目標あり)を計画期間としています。

(ウ)一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第4次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

平成23年3月に改定し、平成32年度までを計画期間としています。